

# 仕 様 書

1. 件 名 令和4年度トリプル四重極質量分析装置保守業務
2. 業務契約期間 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
3. 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

## 4. 目 的

NIESでは、環境中化学物質の汚染実態把握に関する研究を実施している。本装置は、化学物質を分離定量するための高性能の質量分析装置であり、常時高性能を維持するためには、不断の整備、調整が必要である。また、複雑な内部構造であるため、専門技術者による修理及び部品交換を行わなければならない。故障した際の速やかな修理が、研究遂行上必要不可欠であるため、保守業務を行うものである。

## 5. 業 務 内 容

### (1) 対象機器

Agilent6460 トリプル四重極質量検出器 1台

### (2) 緊急保守

突発的に発生した故障等に対し、NIES担当者からの連絡により、速やかに技術者を派遣し、修理、整備等適切な措置を行うこと。緊急保守に要する取り替え部品は、本契約に含むものとする。

緊急保守作業終了後、作業完了報告書を作成し、NIES担当者の確認を得ること。

#### 1) 修理対応

- ・カスタマコンタクトセンター優先受付：  
専用優先フリーダイヤルが利用可能であること。
- ・緊急保守対応：  
オンサイトでの緊急保守(技術者派遣費/工数費/交通費/補修用性能部品)を含む。

### (3) 技術作業員

本装置は高性能な装置のため、技術作業員はメーカー主催の技術トレーニングを受講し、認定を受けた専門技術者であること。

## 6. 作業完了報告書の提出

保守作業終了後、速やかに作業完了報告書を作成し、NIES担当者に提出するものとする。

## 7. 検 査

保守作業終了後、NIES 担当者の立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 8. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

## 9. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、グリーン購入法の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の購入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和4年度生態毒性予測システム公開仮想化 Web サーバ運用支援業務

## 2. 業務期間

令和4年4月1日 ～令和5年3月31日

## 3. 業務実施場所

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）及び請負者事業所において行うものとする。

## 4. 目的

NIES では、化学物質の特徴から生態毒性を推計する手法を開発する研究のため、生態毒性予測システム（通称：KATE）を構築し QSAR（定量的構造活性相関）モデルを開発している。本業務では、KATE の維持と信頼性を確保するとともに、サービスの安定した提供を目的とする。

## 5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、アラートメールによる監視を行うとともに、必要の都度、運用支援要員を NIES に派遣するものとする。

NIES 担当者と十分な打合せを行い、「6. 業務対象物品」を対象として、以下の業務を実施すること。

- (1) 運用支援要員の対応時間は、月曜日から金曜日（ただし、祝日と年末年始の休日を除く）の 9:00～17:00 とする。障害やセキュリティ対応については、平日 9:00-17:00 の問合せに対して、2 時間以内に初動対応を行うこと。セキュリティ対応には、インストールされている OS/ソフトウェアの脆弱性対応を含める。脆弱性対応は、下記①～⑤の手順で実施すること。
  - ① 公表される脆弱性情報を把握する。
  - ② 公表された脆弱性情報の、当該情報システム等への影響を調査・評価する。
  - ③ 当該脆弱性に対するセキュリティパッチの提供の有無及びベンダーが提示する対処を把握する。
  - ④ 当該脆弱性への対応方法を定める。
  - ⑤ 当該脆弱性への対応を実施する。
- (2) システムに障害が発生した場合には、問題が対象機器にあるか、他の原因であるかの切り分け作業を行うこと。対象機器が原因の場合には保守窓口にエスカレーションし、保守作業の調整及び立会いを行うこと。保守対応後には動作確認を行うこと。
- (3) 土日祝日（年末年始を含む。以下同じ。）を除き、仮想 Web サーバについては障害発生の通告

- を行った後 2 営業日以内にサービスを提供できるサービスレベルを提供すること。
- (4) システム全般に対する NIES 担当者からの Q&A 対応を行うこと。問合せは、メール、電話及び FAX で対応すること。また、システムの運用に関し、NIES 担当者からの依頼事項に対して電話並びにメール等により、専門的な見地・経験に基づき、技術的な内容を含めた支援を行うこと。これらはチケット制とし、年間 12 回まで対応すること。
- (5) 年 2 回、サーバ OS 及び仮想マシンのバックアップを行うこと。バックアップデータは、NIES が提供する USB HDD に保存すること。バックアップは 2 世代以上を保存すること。
- (6) 本業務終了時に提出する業務報告書に、次年度に本業務と同様のサーバ保守管理を実施するために必要な情報を記載すること。

## 6. 業務対象物品

名称	構成品名	メーカー保守	数量
サーバ 1	DELL PowerEdge R440/CentOS	有/ー	1
サーバ 2	KATE 仮想サーバ/CentOS	有/ー	1
サーバ 3	KATE2 仮想サーバ/CentOS	有/ー	1
USB HDD	BUFFALO HD-WHA6U3/R1	有	1
F-Secure	F-Secure Linux Security 64	有	3

## 7. 業務実施体制等

本業務を履行するために必要な項目を以下に示す。請負者は、履行可能な資格及び体制を構築すること。

- ・ 6. 業務対象物品の構成と同等以上の仮想化 Web サーバ及び複数の仮想化 Web サーバで構成された仮想化ホスト(物理)サーバについて構築・保守を行った運用実績を有すること。
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001/ISMS) の資格を有していること。
- ・ IT サービスマネジメントシステム (ISO/IEC 20000-1) の資格を有していること。

## 8. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで業務報告書を 2 部 (電子媒体を含む) NIES 担当者へ提出すること。

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 9. 便宜供与

- (1) 本業務を行うために必要となる所内のデータや情報の入手に係る便宜は、NIES が与えるものとする。
- (2) NIES 環境情報部との協議が必要な場合は、NIES 担当者が中心となって協議を行うが、請負者の意見を求めることがある。

## 10. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 11. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストール

していないことが確認できたもののみを使用すること。

⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 12. 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 13. 協議事項

請負者は、本仕様書に疑義等が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、NIES 担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

# 仕 様 書

1. 件 名 令和4年度誘導結合プラズマ質量分析装置（アジレント・テクノロジー製 Agilent8800 及び Agilent8900）及び周辺機器保守業務
2. 業務契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
3. 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

## 4. 目 的

本装置は所内の基盤計測機器として、種々の研究者に共同利用及び依頼分析として利用され、環境水・土壌・生物試料中等の無機元素の微量定量に広く用いられている必要不可欠な機器であり、常時高性能を維持するためには、不断の整備・調整が必要である。また、複雑な内部構造であるため、専門技術者による修理及び部品交換を行わなければならない。年間を通じて正常な分析を行うためには、最低、年1回の専門家による点検が必要である。また、故障した際の速やかな修理が、研究遂行上必要不可欠であるため、保守業務を行うものである。

## 5. 業 務 内 容

### (1) 対象機器

#### 1- 1. ICP 質量分析装置（アジレント・テクノロジー(株)製 8800 型機）

- 1) トリプル四重極ICP質量分析装置  
（アジレント・テクノロジー(株)製8800型機） 1 台
- 2) オートサンプラー（アジレント・テクノロジー(株)製ASX520型機） 1 台
- 3) 冷却水循環装置（アジレント・テクノロジー(株)製 G1879B 型機） 1 台

#### 1- 2. ICP 質量分析装置（アジレント・テクノロジー(株)製 8900 型機）

- 1) ICP 質量分析装置  
（アジレント・テクノロジー(株)製 8900 型機） 1 台
- 2) オートサンプラー（アジレント・テクノロジー(株)製 SPS4 型機） 1 台
- 3) 冷却水循環装置（アジレント・テクノロジー(株)製 G1879B 型機） 1 台

### (2) 定期保守

年1回対象機器において、別添 CrossLab メンテナンスチェックリスト以上の定期点検を行う。定期点検に伴う取替部品（別添 CrossLab メンテナンスチェックリスト参照）は、保守業務料金に含むものとする。

定期保守作業実施後「作業完了報告書」を作成し、NIES 担当者の確認を得る。

### (3) 緊急保守

突発的に発生した故障等に対し、NIES 担当者からの連絡により、速やかに技術者を派遣し、機器修理、整備等適切な措置を行う。緊急保守に伴う取替部品（消

耗品を除く)は、保守業務料金に含むものとする。

緊急保守作業終了後「作業完了報告書」を作成し、NIES 担当者の確認を得る。

#### 1) 機器修理契約

カスタムコンタクトセンター優先受付：専用優先フリーダイヤルが利用可能であること。

緊急保守対応：オンサイトでの緊急保守(技術者派遣費/工数費/交通費/補修用性能部品)を含むこと。

#### (4) 技術作業員

本装置は高性能な装置のため、技術作業員はメーカー主催の技術トレーニングを受講し、認定を受けた専門技術者であること。

### 6. 作業完了報告書の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

作業完了報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。
--

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

### 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。



- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 8. 検 査

保守作業終了後、NIES担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならぬ。

## 9. 協 議 事 項

本業務に関し疑義を生じたときは、速やかに当所担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 10. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

## 仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度 生体試料自動分注装置保守業務
- 2 業務契約期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

### 4 目 的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」の研究の中心機関（以下「コアセンター」という。）を担う国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、その根幹となるばく露評価のために、参加者から採取した生体試料や環境試料の分析を進めている。コアセンターでは、高度分析法の開発や精度管理を行っており、生体試料、環境試料、精度管理試料を分注する必要がある。本業務は、多数の試料を高速で自動分注する装置を年間通じて正常に稼働させるため、本装置が故障した際の速やかな修理及び専門家による定期メンテナンスを行うものである。

### 5 業務内容

請負者は、以下の業務を実施することとする。なお、実施された業務の内容をNIESに報告するものとする。

#### 5.1 対象機器

##### (1) 生体試料自動分注装置 1式

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ①分注装置 Microlab STAR        | 1台 |
| ②二次元バーコードスキャナー XTR-96 Cryo | 1台 |

#### 5.2 即時保守

NIESの環境保健研究棟に設置された対象機器について、業務契約期間中、NIES担当者から不具合、トラブル等の連絡を受けた際には、速やかに現場に出向いて事象を把握し、必要であれば修理・調整を行うこと。修理等に必要な補修用部品については本業務中に含むものとする（ただし分注装置の通常消耗品は対象外とする）。また、本装置の通常の使用に関して発生した不具合については、修理・調整等は無償にて行うこと。

#### 5.3 定期メンテナンスの実施

対象機器について、以下のとおり定期メンテナンスを実施すること。メンテナンス時には点検時に交換部品（別紙参照）の交換を行い、交換後は動作確認を行うこと。交換する部品が欠陥品であった等の事由で性能を満たさない場合は、当該部品について無償で新品と交換し動作確認を行うこと。定期メンテナンス日程は、NIES担当者と協議の上、決定すること。

##### (1) 生体試料自動分注装置 1式

- ①分注装置 Microlab STAR 2 回/年
- ②二次元バーコードスキャナー XTR-96 Cryo 1 回/年

#### 5.4 技術作業員

対象機器は高性能かつ精密な分注装置であるため、作業はメーカー直接若しくはメーカーから業務を委任されている者が行うこと。

### 6 作業完了報告書の提出

請負者は業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1)業務結果報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

### 7 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

### 8 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

### 9 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

【別紙】

生体試料自動分注装置 交換部品リスト

NO.	ユニット	部品名称	P/N	数量
1	Microlab STAR	インジェクションチューブ	173330	8
2	Microlab STAR	O-リング長寿命タイプ	183060	8
3	Microlab STAR	ストップディスク長寿命タイプ	183061	8

\* 2022/2/7現在（点検時に製品が変更になっている場合は、新しい製品を使用すること）

## 仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）における委員会等運営補助業務
- 2 業務契約期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 3 業務実施場所 運営補助業務：東京駅周辺あるいはWEB会議を予定  
その他業務：請負者において行うものとする

### 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が研究の中心機関（以下「コアセンター」という。）となって実施する「子どもの健康と環境に関する全国調査」（以下「エコチル調査」という。）は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コーホート調査である。コアセンターでは、エコチル調査の実施に係る重要事項の審議、進行状況の管理、調整を行うために運営委員会を設置し、その下に特定の課題を検討するための専門委員会や分科会、並びに関係機関の代表者で構成されている協議会を設置し、運営しているところである。本業務は、それらコアセンターが運営する委員会等（以下「委員会」という。）の運営補助を行うものである。

### 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行うとともに、十分な連絡調整を図りながら、コアセンターの指示に基づき、以下（1）に示す委員会の運営支援を実施するものとする。

#### （1）委員会の名称及び委員の人数と開催予定頻度

- ①運営委員会（委員10名程度、4回程度（うち東京駅周辺1回程度（WEB同時開催）、その他はWEBのみの開催））
- ②倫理問題検討委員会（委員9名程度、4回程度（うち東京駅周辺1回程度（WEB同時開催）、その他はWEBのみの開催））
- ③曝露評価専門委員会（委員10名程度、3回程度（うち東京駅周辺1回程度（WEB同時開催）、その他はWEBのみの開催））
- ④曝露評価専門委員会精度管理分科会（委員7名程度、2回程度（うち東京駅周辺1回程度（WEB同時開催）、その他はWEBのみの開催））
- ⑤疫学統計専門委員会（委員6名程度、2回程度（うち東京駅周辺1回程度（WEB同時開催）、その他はWEBのみの開催））
- ⑥パイロット調査専門委員会（委員7名程度、3回程度（うち東京駅周辺1回程度（WEB同時開催）、その他はWEBのみの開催））

- ⑦参加者コミュニケーション専門委員会（委員 10 名程度、5 回程度（うち東京駅周辺 3 回程度（WEB 同時開催）、その他は WEB のみ開催））
- ⑧学術専門委員会（委員 7 名程度、4 回程度（うち東京駅周辺 1 回程度（WEB 同時開催）、その他は WEB のみの開催））
- ⑨ユニットセンター連絡協議会（委員 30 名程度、2 回程度（うち東京駅周辺 1 回程度（WEB 同時開催）、その他は WEB のみの開催））

## （２）委員会の運営補助業務

### （ア）委員会における業務

- ・ 委員会開催のための日程調整を行う。
- ・ 開催日程の確定後、委員及びオブザーバへ開催通知の発出を行う。また、開催 2 ヶ月前、2 週間前及び前日に委員会開催の再通知を行うとともに、委員及びオブザーバの出欠を確認すること。
- ・ 東京での対面開催の際は、出席人数に見合う東京駅周辺の会議室を予約すること（委員会開催にかかる会場借上等の費用は NIES が負担する。）。また、WEB での参加も同時に可能となるように、WEB 会議システムを利用するための器材の準備、会場設置等を行う（WEB 会議システム利用にかかる費用は NIES が負担する。WEB 会議システムに必要な機材一式は請負者が用意し、その費用をすべて負担すること。）。
- ・ 東京での対面開催において、当日の会場設営・撤収等は、NIES 担当者の指示に従い行う。
- ・ WEB のみで開催の際は、WEB 会議システムの準備は NIES が行う（WEB 会議システム利用にかかる費用は NIES が負担する。）。
- ・ 委員会での委員（オブザーバや事務局の出席者も含める。）の質疑のやりとりを、以下の手順で、次回の委員会までに議事要旨案として作成する。
  - ① 請負者は、東京での対面開催の際、委員会での議論を IC レコーダーで録音し、会議終了後、速やかに MP3 ファイルを NIES 担当者に提出する。（WEB のみ開催の際は、NIES にて録音を行う。）
  - ② NIES にて反訳原稿を作成し、請負者に渡す。
  - ③ 請負者は、NIES から反訳原稿を受理後 2 週間以内に、発言者ごとに簡潔にまとめた議事要旨の素案を Word ファイルで作成する。
  - ④ 議事要旨の素案について NIES の確認を受ける。
  - ⑤ 請負者は、NIES の確認を受けた議事要旨の素案を、委員及びオブザーバに送付し確認を受け、回答されたコメント等に基づき適宜修正を行い、議事要旨案として取りまとめる。
- ・ 請負者の委員会への出席は、東京での対面開催の際は 2 名程度、WEB のみの開催の際は 1 名程度とすること。
- ・ 議事資料作成・印刷等のロジは本業務には含まない。

(イ) その他

- ・ 委員会には、オブザーバ及び事務局として約 10 名程度が出席する。

6 成果物の提出

請負者は、以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 開催した委員会毎の議事要旨案の電子ファイル 1 部
- (2) 業務契約期間終了時までに業務完了報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。
---

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 個人情報の取扱い

- (1) 請負者は、NIES から提供された個人情報及び本業務の遂行で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用

してはならない。

(2) 請負者は国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤個人情報の管理状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務を遵守しなければならない ([https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt\\_kojin.pdf](https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf))。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、NIES は、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

## 9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。



## 12 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度生態影響試験実施のための淡水処理装置ポンプA B系統逆止弁廻りP V D F配管交換修理
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和4年9月30日まで
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所国立環境研究所（以下「N I E S」という。）及び請負者において行うものとする。

## 4 目 的

包括環境リスク研究プログラムでは、「脆弱性を考慮した生態系影響の有害性評価と要因解析に関する研究」プロジェクトにより多様な感受性を有する種々の淡水性生物を用いた生態影響試験が実施されており、これらの試験の信頼性を担保するためには年間を通じて一定の試験環境が維持されていることが必要不可欠となる。

試験生物の飼育・順化、生物試験を通じて使用する飼育水の製造を担っている淡水処理装置において、現在ポンプA B系統逆止弁廻りが正常に機能していない事象が発生している。当該装置を正常な状態で使用するため、本業務ではP V D F配管の交換修理を行うものである。

## 5 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、N I E S担当者とは十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) 淡水処理装置ポンプA B系統逆止弁廻りP V D F配管交換修理

#### ①主要部品等

- ・ A V隔膜式圧力計 2台
- ・ A Vパッキン 6枚
- ・ P V D F配管ユニット 2組

#### ②作業手順等

- ・ A系統P V D F配管を外し制作工業へ搬送
- ・ 制作工場にて既設P V D F配管と同じ寸法の物を制作
- ・ 制作されたP V D F配管ユニットをA系統に取付
- ・ B系統P V D F配管を外し制作工業へ搬送
- ・ 制作工場にて既設P V D F配管と同じ寸法の物を制作
- ・ 制作されたP V D F配管ユニットをB系統に取付

## 6 検 査

本業務終了後、N I E S担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 7 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにN I E S担当者とは協議の上、その指示に従うものとする。

## 8 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

1. 件 名 令和4年度 走査型電子顕微鏡保守業務
2. 対象機器 走査型電子顕微鏡 ((株)日立ハイテクノロジーズ社製 S-4800) 1台
3. 業務契約期間 契約締結日から令和5年3月31日
4. 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)

## 5. 目 的

本装置はNIESの環境生物保存棟において、保存株の形態変異の検査や分類・同定に必要とされる細胞表面構造の観察機器として日常的に利用されている。高分解能SEMとしての機能を発揮するためには、高度の専門技術を有する技術者により、低加速状態での分解能の確保やFE-チップの整備等が必要である。このため、定期的かつ計画的な保守点検を行うものである。

## 6. 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行にあたり、NIES担当者との十分な打合せを行い、下記の業務を実施するものとする。

### (1) 定期保守

請負者は、業務開始時までに定期保守が必要とされる項目を示した「保守点検記録表」を作成し、NIES担当者の確認を得ること。請負者は期間中2回、定期交換部品(「別表1」参照)を交換し、保守点検記録表に基づいて、保守点検及び性能検査を行うものとする。また、定期保守作業実施後、請負者は「定期点検報告書」を作成し、NIES担当者の確認を得ること。

### (2) 緊急保守

装置に不時の故障が生じた場合、NIES担当者からの連絡により、速やかに技術者を派遣し、適切な修復作業を行うこと。なお、緊急保守作業実施後、請負者は「緊急保守報告書」を作成し、NIES担当者の確認を得ること。

### (3) 部品の供給

保守に必要とされる定期交換部品(「別表1」参照)は、本契約に含むものとする。部品の交換及び供給の要否の判定は、請負者の判定による。なお、「別表1」以外の消耗品及び有寿命部品(「別表2」参照)は、本契約には含まない。

また、緊急故障修理時に使用する部品で、単価が100万円以下の部品については、本契約に含むものとする。なお、単価が100万円を超える部品が必要となった場合は、その差額部分についてNIESが負担するものとする。

## 7. 成果物の提出

請負者は、全作業終了後速やかに、以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 完了報告書 1部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律(平成

12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

#### 8 検 査

本業務終了後、NIES担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等には、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和4年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）地球システム領域地球環境研究センター陸域モニタリング推進室では、地球環境モニタリング事業の一環として「森林生態系炭素収支モニタリング」を推進しており、国内の観測サイトにおいて、タワーを用いた森林生態系の炭素・水・熱収支の長期観測を行っている。また、これらの観測サイトではNIES及び他の研究機関によって森林生態系の炭素・水・熱収支の変動メカニズムを解明するための各種の研究・観測が行われている。本業務は、これらの観測と研究活動を円滑に遂行するために、観測サイトの設備と機器全般の管理、保守等に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域地球環境研究センター

陸域モニタリング推進室

電話番号 029-850-2468

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

陸域モニタリング推進室（陸域モニタリング推進室長）

## 6. 派遣期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち4日

9：00～17：45（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.75時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 金子 浩二  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域地球環境研究センター  
陸域モニタリング推進室長  
氏 名 高橋 善幸

電話番号 029-850-2468  
(5) 派遣先苦情処理担当者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域長  
氏 名 三枝 信子  
電話番号 029-850-2517

17. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議のうえ定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和4年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）地球システム領域地球環境研究センター陸域モニタリング推進室では、地球環境モニタリング事業の一環として「森林生態系炭素収支モニタリング」を推進しており、国内の観測サイトにおいて、タワーを用いた森林生態系の炭素・水・熱収支の長期観測を行っている。また、これらの観測サイトではNIES及び他の研究機関によって森林生態系の炭素・水・熱収支の変動メカニズムを解明するための各種の研究・観測が行われている。本業務は、これらの観測と研究活動を円滑に遂行するために、観測サイトの設備と機器全般の管理、保守等に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 森林生態系炭素収支モニタリングで使用する観測機器の保守・校正作業  
観測サイトで使用する観測機器、ならびに炭素・水・熱収支（CO<sub>2</sub>、水蒸気、顕熱等のフラックス）観測に使用する観測機器に関して、以下の作業を行う。
  - ①太陽及び大気放射の観測機器（日射計・赤外放射計・光量子計等・分光放射計）の校正、精度管理
  - ②太陽及び大気放射の観測機器（日射計・赤外放射計・光量子計等・分光放射計）の手法（直散合成システム）に関する調査・新校正法の研究
  - ③分広放射のデータチェック・監視・不備対応
  - ④観測サイトで使用する観測機器全般に関する修理・校正の手配と機器運用履歴の管理
  - ⑤観測サイトで使用する観測機器全般に関するマニュアル・校正パラメータ等の文書管理
- (2) 光量子の基準作成のための調査・研究
- (3) 森林生態系炭素収支モニタリングにおける観測機器の設置・交換・撤収等の作業
  - ①以下の観測サイトにおいて、観測及び研究活動に必要な観測機器を所定の場所に設置・交換・撤収する作業を行う。  
作業場所：富士北麓フラックス観測サイト（山梨県富士吉田市）  
天塩 CC-LaG サイト（北海道天塩郡幌延町）  
その他、陸域モニタリング推進室が業務として観測を実施するサイト（国内）
  - ②設置・交換・撤収する観測機器の事前及び事後の調整・整備を行う。  
作業場所：国立環境研究所地球システム領域地球環境研究センター（茨城県つくば市）
- (4) 観測サイト利用者間の調整
  - ①観測サイトの設備を利用した観測及び研究活動を円滑に遂行するため、サイト利用者に対して各種の情報伝達を行う。
  - ②観測サイトにおいて複数の研究機関が参加する作業（定期的な保守点検作業、集中的な観測作業、現地見学等）に関して、作業の日程や内容に関する連絡調整を行う。
- (5) 上記（1）から（4）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
  - ①理工農学分野の基礎知識（四年制大学卒業程度以上）を有すること。
  - ②日本語による文書作成とコミュニケーションを行うことのできる十分な能力を有すること。
- (2) 学術的能力  
気象観測に関わる専門的知識を有すること。
- (3) 研究開発等に関わる経歴等
  - ①気象観測に関する研究開発の実務経験が10年以上あり、かつ野外での気象観測と気象データ処理の経験を10年以上有すること。
  - ②日本及び国際気象機関における気象観測機器、特に各種日射計・放射計の検査・校正方法



を熟知し、放射観測機器（全天日射計（KIPP & Zonen CMP-22）、赤外放射計（KIPP & Zonen CGR4）、放射収支計（EKO MR-50）、光量子計（LI-COR LI-190; Apogee SQ-110）、分光放射計（EKO MS-700））の校正と精度管理及びそれらの標準化等の手法改良のための調査・新校正法の研究を行うことのできる経験を有すること。

- ③分光放射計のデータチェック・監視・不備対応及び光量子の基準作成のための調査・研究を行うことのできる経験を有すること。
- ④アナログ及びデジタル信号の計測、記録、処理に関する基礎的知識を有すること。
- ⑤プログラミング（Basic, Borland Delphi, Pascal 等）開発及びそのオペレーションを行うための高度な技術と経験を有すること。
- ⑥宿泊を伴う出張に対応できること。
- ⑦各種観測機器の英文マニュアルを読解し和訳することのできる十分な英語能力を有すること。特に、理工農学系分野での実務英文和訳等の資格を有すること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)  
勤務報告書

令和 年 月分  
氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域  
地球環境研究センター  
陸域モニタリング推進室

高橋 善幸

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合計															
出張用務									旅費計				円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
									その他経費計				円		
									合計				円		

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円を限度)の実支出額とする。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域 地球環境研究センター  
陸域モニタリング推進室  
高橋 善幸

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和4年度水生生物及び鳥類への化学物質有害性情報調査及び評価文書等作成に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）環境リスク・健康領域にて実施している水生生物及び鳥類に対する化学物質の有害性評価、リスク評価に資する情報の解析、及び有害性評価文書等作成に係る補助員として関連業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2588

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室（環境リスク科学研究推進室長）

## 6. 派遣期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち4日

9：30～16：30（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

## 11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 金子 浩二  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域  
環境リスク科学研究推進室長  
氏 名 大野 浩一  
電話番号 029-850-2588
  - (5) 派遣先苦情処理担当者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域長  
氏 名 渡邊 英宏  
電話番号 029-850-2138

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和4年度水生生物及び鳥類への化学物質有害性情報調査及び評価文書等作成に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域にて実施している水生生物及び鳥類に対する化学物質の有害性評価、リスク評価に資する情報の解析、及び有害性評価文書等作成に係る補助員として関連業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 文献からの有害性情報の抽出とデータ整理：水生生物及び鳥類に対する化学物質の影響に関する文献（和文・英文）から、指揮命令者の指定する項目（生物種名、試験条件、毒性値等）を抽出し整理する。
- (2) 文献データベースの入力内容チェック：マイクロソフトアクセスまたはマイクロソフトエクセルで作成されたデータベースに入力されている文献データを精査し、修正点があれば修正を行う。
- (3) 上記（1）及び（2）に関連するファイルを整理し台帳（マイクロソフトエクセル）を作成し、毒性及び毒性値に関する解析を実施する。
- (4) 難分解性かつ高濃縮性の化学物質に対する鳥類の毒性試験手法及びエンドポイントに関する調査及び関連資料作成を行う。
- (5) 水生生物毒性試験の文献調査結果に基づく有害性評価書の作成、及び環境省が開催する水生生物及び鳥類に関する化学物質のリスク評価に関する会議に対する検討資料の作成を行う。
- (6) 環境省が開催する化学物質の水生生物及び鳥類へのリスク評価に関する会議（Web 会議あるいは東京都内）への参加及び運営補助
- (7) 上記（1）から（6）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

理工系（化学、生物学、工学、薬学、農学など）を専攻とする修士課程終了以上の学歴を有すること。もしくは、4年制理工系大学を卒業し、同等の学力を有すると判断された者。

### (2) 技術的能力

- ①生物を用いた実験操作、分析経験を3年以上有していること。
- ②鳥類、昆虫類などに関する毒性試験あるいは生息状況調査等の経験を3年以上有していること。
- ③データベースにおけるデータ作成やキーワード設定への対応経験を有していること。
- ④国や地方自治体が主催する会議の運営に関する経験を有していること。
- ⑤文献データベース（Web of Science・J DreamIII・CiNii 等）を用いた文献検索の実務経験を有していること。

### (3) 語学及び学術的能力

- ①英語で書かれた化学物質の水生生物及び鳥類に対する毒性影響に関する学術論文を読解し、内容を理解した上で要約を作成できる能力をもつこと。
- ②水生生物と鳥類に関する毒性試験の信頼性評価と毒性値計算に必要な専門的知見を有していること。

### (4) OA スキル

- ①マイクロソフトエクセル（データ整理、図表の作成）
- ②マイクロソフトワード（文章作成・編集）
- ③マイクロソフトパワーポイント（基本操作、発表用スライドの図表作成）
- ④マイクロソフトアクセス（データ入力、データベース作成）

上記①～④までについて、問題なく操作ができること。

- (5) 出張（感染症の蔓延等による緊急事態宣言発令がされていない場合に限る）東京都内への出張が可能であること（年最大15回程度）。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。



(別紙1)  
勤務報告書

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
環境リスク・健康領域  
環境リスク科学研究推進室

大野 浩一

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急料	行金	計	路程		運賃	路程			実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計		円			※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。		
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 環境リスク・健康領域  
 環境リスク科学研究推進室

大野 浩一

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和4年度乳歯の形態観察・画像撮影、乳歯分析業務等に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」が平成22年度より開始され、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、研究の中心機関（エコチル調査コアセンター、以下「コアセンター」という。）としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。本業務では、対象者から収集した乳歯を分析するため、乳歯の形態観察・画像撮影、乳歯分析に関する実験業務等を行う。

## 3. 勤務場所

国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域

エコチル調査コアセンター

（茨城県つくば市小野川16-2 電話番号 029-850-2796）

## 4. 組織単位

エコチル調査コアセンター

## 5. 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 6. 勤務形態及び員数

（1）勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）

を除く。）8：30～17：15（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.75時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。

この場合、時間外労働は、4時間／日、45時間／月、360時間／年以内

とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則と

するが、振り替えられない場合の休日労働は2日／月の範囲内とする。

（2）員 数 1名

## 7. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

## 8. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

## 9. 出張の取扱い

（1）出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。

（2）就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、6.（1）に定める就業時間数を就業したも  
のとして取り扱うものとする。

## 10. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

11. 勤務報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

12. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から12.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

13. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、12.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

14. 検査

指揮命令者の確認を受けた12.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった14.に定める報告書等により行うものとする。

15. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 総務部人事課長

氏 名 金子 浩二

電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域  
エコチル調査コアセンター次長

氏 名 中山 祥嗣

電話番号 029-850-2786

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域  
エコチル調査コアセンター 主任研究員

氏 名 岩井 美幸

電話番号 029-850-2796

17. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議のうえ定めるものとする。

# 特 記 仕 様 書

## 1. 件 名

令和4年度乳歯の形態観察・画像撮影、乳歯分析業務等に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、平成22年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」の中心機関として、全国15地域にある大学等に設置したユニットセンターと共同で、エコチル調査を推進している。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。エコチル調査では、参加者（子ども）の胎児期から出生後の継続的な化学物質曝露の評価をするため、脱落乳歯を収集している。本業務は、収集した乳歯の形態観察・画像撮影、乳歯分析業務等に係る研究支援協力員派遣業務を規定するものである。

## 3. 業務内容

- (1) 乳歯の形態観察・3D/2D撮影業務（キーエンス社 VR-6000）
- (2) 乳歯の画像撮影業務（キーエンス社 VK-X3000、VHX-6000）
- (3) 乳歯中の元素分析に係る業務（切断、包埋、研磨等の試料調製等補助）
- (4) (1)～(3)において使用する実験装置及び化学分析機器の維持管理業務
- (5) (1)～(3)に関連する測定データの解析、電子データ化とデータ保存業務
- (6) 実験室内の清掃
- (7) 管理業務の遂行に支障がないように常に消耗品の適正在庫量の維持管理を行う。
- (8) 上記(1)から(7)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴・業務経験等  
理工学、医歯薬学、環境学等に関する実験について実務経験が3年以上の者
- (2) 技術的能力
  - ① レーザー顕微鏡等の顕微鏡の取扱経験が1年以上の者。
  - ② データの電子データ化と保存業務に必要な Excel、Word 等による表、図及び文章の作成が可能な者。
- (3) 特記事項
  - a 乳歯を用いた実験及び分析業務では、乳歯に血液等が付着している場合がありうる。生体試料の取り扱いに抵抗がないこと。
  - b 大規模コホート調査の生体試料のため、試料数が多く同一作業の繰り返し業務となる。
  - c 乳歯分析に関する業務は、米国の大学と NIES との間で技術移転契約を締結しており、NIES で知り得た情報と技術等は、第三者（別機関含む）への伝達、本技術の転用・流布は固く禁ずる。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、第三者に伝えてはならない。4(3)cを遵守する。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

令和 年 月分  
氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
環境リスク・健康研究センター  
エコチル調査コアセンター  
次長

中山 祥嗣

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 環境リスク・健康研究センター  
 エコチル調査コアセンター 次長  
 中山 祥嗣

# 仕 様 書

1. 件 名  
令和4年度九州で捕集したPM2.5中のイオン成分分析に係る研究支援協力員派遣業務
2. 目 的  
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「北部九州地域における越境大気汚染の影響に関する研究」において、九州地域で捕集したPM2.5中の化学成分解析に関する研究を円滑に推進するため、PM2.5中イオン成分の分析に係る業務及び必要な関連の業務を行う。
3. 事業所の名称  
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所  
茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所地域環境保全領域広域大気研究室  
電話番号 029-850-2696  
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位  
広域大気研究室（佐藤圭研究室長）
6. 派遣期間  
令和4年5月13日から令和5年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数  
（1）勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。  
9：30～17：00（うち、休憩時間12時～13時）  
実働6.5時間（時間表記に統一してください）  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。  
（2）員 数 1名
8. 責任の程度  
（1）役職名  
なし  
（2）具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別  
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別  
限定しない。
11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。



12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、支給範囲は宿泊費（10,000円を限度）及び交通費の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

氏 名 金子 浩二

電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地域環境保全領域広域大気研究室主任研究員

氏 名 吉野 彩子

電話番号 029-850-2696

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地域環境保全領域長

氏 名 高見 昭憲

電話番号 029-850-2509

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和4年度九州で捕集したPM2.5中のイオン成分分析に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における「北部九州地域における越境大気汚染の影響に関する研究」において、九州地域で捕集したPM2.5中の化学成分解析に関する研究を円滑に推進するため、PM2.5中イオン成分の分析に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 大気中PM2.5を捕集したフィルターの裁断
- (2) フィルター上のPM2.5中のイオン成分の抽出
- (3) イオンクロマトグラフ分析に用いる試薬の調製および廃棄
- (4) イオンクロマトグラフィーを用いたイオン成分の分析
- (5) イオン成分濃度算出のための標準試薬の分析および検量線の作成
- (6) 検量線によるイオン成分濃度の算出およびそれらのデータのまとめ
- (7) 上記(1)から(6)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等  
大学の化学系の学部を卒業しており、専攻が分析化学であること。
- (2) 技術的能力
  - ①イオンクロマトグラフィーまたは高速液体クロマトグラフィーの基本知識および実務経験があり、自立的に実験を行えること。
  - ②分析結果を表計算ソフト(Microsoft Excel等)によってまとめられること。
- (3) 語学および学術的能力
  - ①分析に用いる試薬の調製が可能であること。
  - ②分析したイオン成分の大気濃度算出(質量濃度および当量濃度)が可能であること。
  - ③業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)  
勤務報告書

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
地域環境保全領域広域大気研究室  
主任研究員

吉野 彩子 \_\_\_\_\_

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅費計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 地域環境保全領域広域大気研究室  
 吉野 彩子

# 仕様書

## 1. 件名 令和4年度 多波長励起蛍光光度計 1式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 多波長励起蛍光光度計 1式」について規定する。

## 2. 数量 1式

構成内訳

多波長励起蛍光光度計	1台
インターフェースユニット	1台
ケーブル	1本

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、地球規模の炭素循環変化の検出とその変動要因の解明を目的とした観測研究を実施している。本調達は、海洋における二酸化炭素分圧の変動に影響を与えると考えられる植物プランクトン分類群の時系列変化を定量的に取得可能な「令和4年度 多波長励起蛍光光度計 1式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和4年度 多波長励起蛍光光度計 1式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### 1) 多波長励起蛍光光度計

- ① 励起光波長を9つ以上搭載しており、蛍光測定の精度は±2%フルスケール（0～100ppb）以内であること。
- ② 本体サイズ（ケーブル等を除く）が縦10cm×幅10cm×高さ25cm、重さ2kgの範囲に収まるチタン筐体であること。
- ③ 外部電源による安定した電力供給が可能であること。
- ④ ワイパーによる生物付着の防止機構を備えていること。

### 2) インターフェース

- ① 1)とPCを接続可能であること。

### 3) ケーブル

- ① 1)と接続可能であること。

## 5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

## 6. 納入期限 令和4年7月29日

## 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。